

「自然エネルギー・省エネルギー機器等導入費助成」 制度拡充のおしらせ(住宅・共同住宅)

令和4年10月から、本助成制度を下記のとおり拡充しました。

1 拡充理由

原油価格・物価高騰の影響を受けている区民・事業者等に対する支援ならびに電力需給のひっ迫が見込まれる中での節電への取組を一層促進するため。

2 拡充期間

令和4年10月1日から令和6年3月31日まで

3 拡充内容

従前の助成単位及び限度額を2倍に拡大(一部例外あり)。

詳細は下表のとおり。

	対象機器	建築物	対象者	一般助成			
						中央エコアクトの認証を取得している場合	
						中央エコアクトに参加申込をしている場合 (助成金の支払いは認証取得後になります。)	
				助成単位	限度額	助成単位	限度額
自然エネルギー機器	太陽光発電システム	住宅	居住者	出力 1kW当たり 200,000円	700,000円	出力 1kW当たり 300,000円	840,000円
		共同住宅 (共用部)	共同住宅所有者		2,000,000円	—	—
	管理組合						
	蓄電システム	住宅	居住者	蓄電容量 1kWh当たり 20,000円	200,000円	蓄電容量 1kWh当たり 30,000円	240,000円
省エネルギー機器等	家庭用燃料電池システム (エネファーム)	住宅	居住者	導入費用の 40%	500,000円	導入費用の 70%	600,000円
	高反射率塗料等 (屋上・屋根用高反射率塗料、窓用日射調整フィルム、窓用コーティング材)	住宅	居住者		200,000円		240,000円
		共同住宅 (共用部)	共同住宅所有者		700,000円	—	—
	管理組合						
	LEDランプ	共同住宅 (共用部)	共同住宅所有者	600,000円			
			管理組合				

【お問い合わせ先】

中央区環境土木部環境課ゼロカーボン推進係
電話：03-3546-5628